

# 副本

令和5年(行ウ)第126号 不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都(処分行政庁 東京都労働委員会)

参加行政庁 総務大臣

## 証拠説明書(1)

令和6年9月13日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

参加行政庁指定代理人

小西 俊 輔



田中 暁 人



越尾 淳



片山 良 太



川瀬 えりか



前田 修 志



八田 一 宏



略語等は、準備書面の例による。

号 証	標 目 〔作成者〕		作成年月日	立証趣旨
丙 1	地方公務員法及び 地方自治法の一部を 改正する法律案の概 要 〔総務省〕	写し	H29. 3. 7	改正法の趣旨及び概要 について
丙 2	平成 2 9 年 4 月 1 3 日参議院総務委員 会会議録第 9 号 〔参議院〕	写し	H29. 4. 28	改正法に係る立法事実 及び立法の必要性等につ いて
丙 3	平成 2 9 年 5 月 9 日総務委員会会議録 第 1 6 号 〔衆議院〕	写し	H29. 5. 22	同上
丙 4	地方公務員の短時 間勤務の在り方に関 する研究会報告書 〔地方公務員の短時 間勤務の在り方に関 する研究会〕	写し	H21. 1. 23	改正前地公法における 臨時・非常勤職員の類型、 その任用根拠及び任用形 等並びに各地方公共団体 における任用の実態等につ いて
丙 5	地方公務員の臨時 ・非常勤職員及び任期 付職員の任用等の在 り方に関する研究会 報告書 〔地方公務員の臨時 ・非常勤職員及び任期 付職員の任用等の在 り方に関する研究会〕	写し	H28. 12. 17	地方公務員の臨時・非 常勤職員制度を巡る、本 件改正に至るまでの主な 経緯並びに臨時・非常勤 職員の任用根拠の及び一 般職非常勤職員制度の新 たな仕組みの整備に係る 提言内容等について
丙 6	臨時・非常勤職員及 び任期付短時間勤務 職員の任用等につ いて(総行公第 2 6 号) 〔総務省〕	写し	H21. 4. 24	2 1 年通知の内容等につ いて

丙7	臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について(総行公第59号) 〔総務省〕	写し	H26.7.4	26年通知の内容等について
丙8	会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版) 〔総務省〕	写し	R5.1.18	本件マニュアルの内容。ALTは特別職から一般職へ移行すべき職であること、各地方公共団体に対しては、任用根拠の変更後の勤務条件について、特別職非常勤職員やこれらの職員が組織し、又は加入する労働組合に対し、丁寧に説明することが重要である旨の助言を行っていることなどについて
丙9	新版逐条地方公務員法(第4次改訂版) 〔橋本勇〕	写し	H28.5.20	特別職非常勤職員の意義等について
丙10	地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果(令和2年4月1日現在) 〔総務省〕	写し	R2.12.21	改正法施行前の平成28年4月1日時点で、特別職非常勤職員として任用されていた者の人数、及び改正法施行後の令和2年4月1日時点で、会計年度任用職員として任用されていた者の人数について
丙11	地方公務員六法 〔地方公務員法研究会編〕	写し		単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令(昭和26年政令第25号)の内容及び「単純な労務に雇用される者」の解釈について

丙12	地方公務員法実例判例集(第五次改訂) 〔自治省公務員部公務員課〕	写し	H6.6.30	昭和38年5月8日付自治省公務員課長回答 「単純な労務に雇用される者の範囲等について」(自治庁公発第130号)の内容及び「単純な労務に雇用される者」の解釈について
丙13	令和5年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果(任用件数等) 〔総務省〕	写し	R5.12.27	令和5年4月1日時点で特別職非常勤職員として任用されている人数及びその内訳について